

事務連絡
令和6年4月8日

各 障害児通所支援事業所 管理者 様
障害児入所施設 施設長 様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害児通所支援事業所等
における加算等の届出について

平素は、本県の障がい福祉施策の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が令和6年4月1日より施行されたことに伴い、障害児通所支援事業所等における加算等の届出について、こども家庭庁から通知があり、令和6年度障害児通所（入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）の提出書類様式が確定しましたのでお知らせします。

加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、**令和6年4月15日（月）まで**に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

ただし、本特例は、令和6年4月1日から施行される制度に関する事項又は前年度実績に基づく加算等に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではありません。詳細につきましては、「届出要領」をご確認いただきますようお願いいたします

令和6年度報酬改定等に係るご質問については、**質問受付フォーム**
[（https://logoform.jp/form/8vMX/502140）](https://logoform.jp/form/8vMX/502140)でお問い合わせください。順次、ご回答させていただきます。

【事務担当】

三重県子ども・福祉部

障がい福祉課 サービス支援班

電話：059-224-2266

FAX：059-228-2085

(1) 令和6年度報酬改定に伴う変更

- ・「児童福祉法体制届関係 提出書類一覧」において、「新規」又は「変更」と記載のあるものについて様式を追加又は変更しました。
- ・「児童福祉法体制届関係 提出書類一覧」において、算定期限を追加しました。

(2) 令和6年4月分の取り扱いについて

体制届	<p>【報酬改定に伴うもの】</p> <p>① 新規の加算を算定する場合</p> <p>② 算定要件に変更がある場合</p> <p>【報酬改定に伴わないもの】</p> <p>③ 新規の加算を算定する場合</p> <p>④ 算定区分に変更がある場合（報酬単位数の増加）</p> <p>⑤ 算定区分に変更がある場合（報酬単位数の減少及び廃止）</p> <p>⑥ 前年度実績に基づく加算等で変更がある場合</p> <p>※算定期限は<加算等の算定期限>を参照</p>
提出期限	体制届：令和6年4月15日（月）必着
提出先	事業所所在地の保健所又は福祉事務所
提出部数	2部（提出分とは別に、必ず事業者控えを保管すること。）
書類様式のダウンロード	<p>体制届様式ライブラリ（児童福祉法関係）</p> <p>https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/77249032684.htm</p> <p>※様式の変更の場合、「R6. 4様式変更」と記載しています。</p> <p>※加算の新規の場合、「R6. 4追加」と記載しています。</p>

- ① 報酬改定に伴い、新規の加算を算定する場合
 - ・「提出書類一覧」に「新規」と記載しています。
- ② 報酬改定に伴い、算定要件に変更がある場合
 - ・「提出書類一覧」に「変更」と記載しています。

※報酬改定により算定要件に変更があったため、現在加算を算定している事業所で、体制等に変更がない場合でも再度提出が必要になります。提出期限までに提出がなかった場合は、4月1日以降の算定ができなくなる場合があります。
- ⑥ 前年度実績に基づく加算等で変更がある場合
 - ・「提出書類一覧」に「新規」もしくは「変更」と記載がなく、「算定期限」欄は「A」と記載しています。

<加算等の算定期>※「児童福祉法体制届関係 提出書類一覧」に記載

区分	算定期	備考
A	4月1日分報酬から加算等の変更が適用	<p><u>【報酬改定に伴うもの】</u></p> <p>① 新規の加算を算定する場合</p> <p>② 算定要件に変更がある場合</p> <p><u>【報酬改定に伴わないもの】</u></p> <p>⑥ 前年度実績に基づく加算等の変更がある場合</p> <p>・福祉・介護職員等処遇改善加算等</p>
B	5月1日分報酬から加算等の変更が適用 ※ただし、⑤ 算定区分に変更がある場合（報酬単位数の減少及び廃止）は4月1日分報酬から変更が適用	<p>③ 新規の加算を算定する場合</p> <p>④ 算定区分に変更がある場合（報酬単位数の増加）</p>

（3）福祉・介護職員等処遇改善加算等計画書（再案内）

加算を算定する事業所は、前年度の加算算定の有無に関わらず、提出が必要です。

福祉・介護職員等処遇改善加算は、①保健所又は福祉事務所に体制届の提出及び②電子申請・届出システムから計画書の提出が必要となります。本年度から提出書類、提出期日及び提出方法が変更となっておりますので、ご注意ください。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等（障がい福祉関係）（障がい福祉課HP）

https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/72206032678_00002.htm